大和物語

九曜文庫
花月堂蔵

亭子のみかとおりゐさせ給はんとするころ弘徽（宇多天皇寛平九年七月三日譲位号寛平法皇）
殿のかへに伊勢の御のかきつける
（返撰）わかるれとあひもをしまぬもゝしきを
みさらんことのなにかかなしき
とありけれはみかと御らんしてそのかたはらにかきつけ
させ給ひける
（御）身ひとつにあらぬはかりをおしなへて行めくりてもなとかみさらん
となんありける
みかとおりゐ給ひて又のとし（昌泰二年十月十四日落飾法諱金剛覚）の秋御くしおろし給ひて
ところ〳〵山ふみし給ひておこなひ給ひけり備前の掾
にてたちはなのよしとしといひける人内におさし

まゐりける時殿上にさぶらひて御ぐしおろし給ひければ

やがて御ともにかしらおろしてけり人にもしられたまはであり

き給ひける御ともにこれなんおくれたてまつらでさぶらひける

かゝる御ありきし給ふいとあしき事なりとて内より少将

中将これかれさぶらへとてたてまつれ給ひけれどたがひ

つゝありき給ふいづみのくにゝいたり給ひて日根

といふところにおはします夜ありいと心ぼそくかすかに

ておはしますことを思ひつゝいとかなしかりけり

さてひねといふことを歌によめとおほせごとありけれ

ばこのよしとし大とこ

故さとの旅ねの夢に見えつるは恨やすらん又ととはねば

とありけるにみな人なきてえよまずなりにけりその

名をなん寛蓮大とこといひて後までさぶらひける

清蔭 延長四年丙戌十二月十九日有行幸六十御賀時参議陽成院源氏

故大納言宰相におはしける時京極の御息所

亭子院の御賀つかうまつり給ふとてかゝる事なんせんとおも

拾遺集延長四年九月廿八日法皇六十御賀京極御息所つかうまつりけるとき 亭子集同之

ふさゝげものひとえだ二えださせてたまへときこ

え給ひければひげこをあまたせさせ給ひてとしこに

にいろ〳〵にそめさせ給ひけりしきもの織物ども

いろ〳〵にそめぬひものくさ〴〵になんおもしろくこしらへさせ

髭籠（ヒゲコ）

ろうそのときを九月にいたるまでとしてく
ありけるその十月にいたらざるものをのこしき残りる
人はもとにたること勢うあるを
新勅撰 みなもとにたつそきしれかるを 六帖
その物いそき残りる時ふまるをすこれすらをかれをもひ
かり残りる残りをもよりほいそのことやあらんせう
そこそいそそ志すれつそうにかれにもと
かりきの舟よりはなる白浪はさはけはそひいる者
ゆたなんいあるる残りをのかへ残をもせてとりそよりかれ
きはきりりに柳のもるるあるうぬにるるきるん家

にありける残りて
きる柳はかるるてみるる五月をそそ八月
とそるん面り残へかれるそそいかるるみるん
かるるあるる

野大武すすきそそるはそそ侍はさそれておる
参議小野好古任長三年三月惣追捕使従五位下出羽守四年二月一日従四位下出羽守元年三月
ゆにそ侍るるまつ宮侍もるるき
ゆるるあるるれむつきかいまるるはゆ
きるおそれと京よりそるるをるきそす
ある人とそ宮侍にそるるあるるあす
とそいそ侍るる年ゆそ男とそかれそ

[illegible]

後雑

[illegible]

長徳四年六月末ノ比

大納言ノ局ハ乳母ナル但馬守保弼女

[illegible]

保明

[illegible]

[illegible]

[illegible]

前坊保明親王延長元年三月廿一日薨廿一謚
為文彦太子同年四月廿六日立女御穏子為中宮
文彦太子母同廿九日立慶頼王為皇太子文彦
太子未年三延長三年六月十八日皇太子薨
五歳同年十月廿一日寛明親王為皇太子母
中宮穏子同保明親王

朝志

[illegible]

まことなるつゝ玉ましをしはすともよそになけきなん
心なんそうかなる事とみまかりぬ　朝忠　三条右大臣男　延長五年正月
廿日右近中将　六年十二月参議　後中納言右衛門督

男女あひそめて年へにけるかことつくすへきものより
てをかれけれとあらしをかけて逢かたくかきなや
みける男もありけれとふかくかなしひ申ける
あふてふかきりとなくは人をも身をも恨さらまし
女いとあはれとおもひけるに
監
うまんのかみのもとに中務におはしけるをしひかねて
我かたはらにさふらひしかとも見えさりけれは

これは我の侍従のもとに
逢ての方からの事をもふかくひとつにかゝりて君かとは
ともかくもこの方ふかく事くまれておはしますなん
おかしとのたまひけるを文なしにともきこえ侍りける
に、深識院にかゝりけるひとはすこしもさそふ事なき
わかきかりしよりまかりしおもはれにけるとも
まかりける侍従に
おひはての池のこきたえぬこともなかなかはさめのはて
清くしもあれともおもへりけんかへすれはなり
敦忠　三条名部卿時平男　寛平　延長五年九月七日薨

もとのめかれ〳〵になりて後御まかりて九月つこもり
にわすれ侍りけるよしとかれ〳〵やの小は方によみ侍りける

続後雑下
大方は秋のそらこそかなしけれふかくおもふは君もさそはん
ききりとはいはてそ見るへき侍りけるにかへし侍りける
あはれとも思はぬものをはれもたまかくれはしもとはいひけむ
とありけれは 返し

監命婦はゝにあたりける家と人のつくりて住あさましと
いふ所にいきけるよそ家はすまて人ありけるをまつりて
夢のさめて月をみてよみける

右京大夫藤原忠房大貳廣敏孫信乃掾興嗣子
故源大納言の君すみける所にまかりて

年ころそてすみ侍りける女韶子院のみこに

韶子
大納言室 非庄子院延光室女也前斎院韶子 延喜廿一年賀茂退後配清蔭卿
つきもそまつりはへらてまちけるにまかりけるともあり
なれそめ侍りておもひすまし侍りけれはよみ侍りける

拾遺 雑三
住吉のきしもせさらむものゆゑにねたくや人にまつといはれん
とありけれは返し

同
久しくもおもほえぬかな住吉の松やふたゝひおひかはるらん
となんありける

清蔭
枇杷のおとゝのみこをとえなりしかはおほいまうちきみのあひ給ひ
侍りけるを見てしのひてかよひけるにかくいひ侍りける

[illegible]

[illegible]（千兼忠房卿下一男母陰陽元帯雄女　紀ほ[illegible]寺五位）

むまのせち[illegible]ちあるとこふ人のめよ[illegible]もとこふ人

なんそこころをもあまさしてきしてたりひそすこるれな

れなりたれてかきりるかなしてもれそひあく

ろる内れ人そありける一條たきこふ人を

もとどこしてこれるこころかゆよるれな

しもとそはるれしあ面とひあくはよとこな

人すこのかなんあひこうるなんてかるん

なきるする人の手れきこ[illegible]るん物とい

ときこえてこひろれて

[illegible]人を[illegible]きかた[illegible]

[illegible]（時平）[illegible]（敦忠中納言母左京権亮女）[illegible]方[illegible]

[illegible]陽成院のみこ[illegible]

おもしまこころ[illegible]

あ玉のこ[illegible]孫[illegible]

ま[illegible]（紀子内親王）[illegible]

又[illegible]

数[illegible]（後撰雑上）[illegible]白玉[illegible]

[illegible]

寄ようやくとうんたれひけり

陽成院のおきさきのこまちのおれたりし

事はかりなるけるを見たりしかもるる物ゆえなる

おれる也〜

なるはたしたひとそ宮つきんのねるられて

左武門はたるのいそのこまちのおれるすらるなる

きて好みすきに成つゆて立りられおれる

秋風なひ花はと花は昔見をもたりそ立りきる

いてたのこそ〜

たてとも思はほ林花をあひ〜おれのねるさすな

敦慶

左武門はたる二條位イ

七月の為の月の日を

故つとあれ言の葉をあつたちとそ先つ仮る

とあり〜

林花〜おるきこのはたに久〜くおそまさこう

〜れて林花をるるる

也に風れと立をあ花多仕れするるあのるまやるそ

とあり〜れて〜〜

〜〜見物ふ林月花をはるる出さりう

ゆくるんありるんるよ〜いてもくるんよ〜仮汁函

[illegible]（字子）きこえたまふ弾ひけれと
おそ[illegible]まさりたる対月花にはかりなる長恨
[illegible]たまへるに
久しうの花なる月花をもてセはなくとも[illegible]
[illegible]あまる計なる
（良平義方兼年六年右少将従三位三年蔵人八年中将従四位元年卒）
良平将兵衛佐なりける比豊子宮女[illegible]
女はらからより
（続古歌三）
かゝる木はなるの下まおいぬとも思をいとうるさきすもあるなん
返
同
手[illegible]本のもとに下まおいの世にふるる[illegible]しとそ思ふ

[illegible]
[illegible]
良[illegible]
[illegible]
（続後拾雑中）
あ[illegible]人の[illegible]の後深川のゐる[illegible]原[illegible]
[illegible]
（元平親王弾正尹中納言有穂男十九年四位九月中将廿一年卒
[illegible]十年右少将十二年[illegible]）
陽成院は二のみこ後花の中れたもすゑ[illegible]
（後）
[illegible]
（依子）
女五[illegible]
（拾）
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

くありてそらんぬるたもまいらうなきいえぬし
きこえてすゑのたのうちにうつりなましひて
つとあしらるるとうきたこゝにきんとそまうく
きこしにあるまにはとありなれてとらるるてかうん
せうれいよあるとうたれ山水はたのとうとうたきをん
続後撰恩五

先帝北市時の在定方の女清子能子
あたまをさめうひはうひうおそまりやすとまちち
きをひうるにおそまりまはうるをは
えしにしの光松山はきはとうれぬときをれまぬ
ゆきかい
うるんきこえけるとと

えをれ山に金堂とうはの山さうにてうるふる
師とうそまりしあるを大とはやしうるむろ
に松はのうをきるぬ
ぬりうき言にれる松れをあきるんもはて純
とうあうあれてあのむろにとまりうるをうも
あとはうりはあこの根はとうるせうとなりう
梅はうんと子
はとこのもとうるうあはきんあたまひうりう
とこのとうとうとうきうとうりう
そ純とうんなまきて我言とうきうるかをとんはゆうくに
とれんをうる

かへせりといふ人法師にあて山ゝそしあたるあらひ
とするへはなるゝ人あれとあるとき
きこ分きりもある我いるるわたりたあり乃んむりてあや
はかりかはりるもきりて法師よりぬる人かる
はきるりてあるとしこまれてまりもあ
いまをしの堀ほしたてをのきるの小杉をこあつ
松ゆへ人たちの業作れ杉をたこれを
あ用まりてしりさけたるとすいまかゝぬ変
はあれるとぬまゝとも居るとしりあはれ
あたきりをもつりうまらうと

洗濯

あさきりはれにまたあるかたりうまたられうほ
としりうはせりあるとて
てはたはをあるん杉をまきれえぬ者なりん
まらうとはまをかりるとまるんあやとけ
加式ヶ郷ニ三家はあり定方でと二年ヶなとまれいて
下ゝりまをまて碁ゝもちあてひるてゝ生まれ杉みぬ
生はまられるゝ弱て物かはしりもあるとをふと
又るゝ下ゝとかはたまをて有れ
女郎花れるてたを白露はむる杉ふあぬるゝか
ゝあるるとゝ杉ゝれとよかゝぬ長れよりを

一弘安四年康狀二男ニ、寛平六年六月後鳥羽

故右京權大夫宗平朝臣の子孫えすりいへきれとも四の子孫えすり
そぬとこそ云ふ孫ひろひ事あるとに紀伊守
より石つきをるみるとそんをりうるとと頭たそ人
人なりとこそ云ふに右京權大夫

新千載

わきて見し方の井はたこそ我ハ忘れ
おもひ右京權大夫宗平朝臣

後撰夏ニ入

そ分こしより反ものんけぬ袖そ乾る
事ふみとに右京權大夫

續後撰恋三 敦平歸

あひ人をあるく武蔵野の草とたておもふ月
の時雨降る山里とのしらくもそ乾るあん

おもあり人れてうつ見たまはぬ袖そ乾りうみと
はなれてなるとそこそ云ふれをとろえぬそ乾りはのき
よるんと孫孫の原ふ[illegible]かひるるんありしと
かうう結ふ面

新拾遺

[illegible]
立すんとのそ[illegible]

右京權大夫

[illegible]

後撰 兼輔 醍醐

[illegible]の井[illegible]市役[illegible]大内山の[illegible]
おりますたくうう結ふ物ふ[illegible]

ますくあはれなりきと聞ゆるなれと思ふにはまさりより
ことわりなれはかくこそたえなめあはれとおもはん

新勅 雑四

何事と思ひも出てん大内山をはるかに出たる
伊勢のくにまて前斎院（柔子宮）はおはしましける時につき
あはれ中務の君のまかりたまひて

後撰 賀

同し所なりの故にかきりなき君にましますかなしさを
思ひいてきこゆるの斎院（宮）はおはしましける行はさ宮（みやこ）
ところんしひもあれ
いにしへもいつかひとりは故にて我はえせさりける付
ままにしまつりけるを

かさける花をもあはれとたまはす同し恵をもしらぬ人の[illegible]
先帝の御代にかしこまりたまふ一條の君といひて京
極御息所の御もとにさふらひ給ひけるをあはぬ
事ありてまかりたまひし中務のめのとにいはれて
たまさかにたとふるあはれはつれなきをかきとしてあはれといぬよ
いかなるものをおもひ給ひけるにかさのあさの（正明）の井ねたる君に
あひそめにけるはすくなそことなりけるいかなる大京のよ

源允明 承平四年十二月右中将 南院式部卿是忠親王子
天慶八年左中将 天暦五年参議大輔

新勅恋三

ひとつてかはしてあらはよそにこそなりけん
まちわひぬるはなほまさりてかはらぬ中のかへる

汗衫（カザミ）

植松みちのり式部の丞すゝ御ける時その家にまゐりける
うるひさん汁物ととくに家ゐいとめでたしと云ふをきゝて
ともらへ来り給ひさりなりおもふ尚ほとひあり給ひける
たかれとゝてとおもひいつよりも海は身なれしこのさ
このそてにかゝるやとよくつゝきてなるらん君すそ
ゆきえそけける

播磨（夏）

清蔭
源大納言の清蔭にとしはいつ給ひよまゐりける
けふしもそてすむけすりあり程むかしき人をそよる
川なりけるつかたのひさし給ひにりつましてある日こゝ

おほくましよ文字のむすめあはれにあるあやしとのひて
ふてありけるにて心をかけりけるの文字のおよびはてよ
よそにこへありけるをもあはれならて（いと）給ひ
きこえなりとれいへつとひてよろ門おもへはしせ
中なるるよ事をもとめなあはれなる心ひしてかのれ
とのよ給ひ

新勅（雑三）

いつつしも世にてる姫き哉かゝみはあはれといつて君御返し
心にまゝ給ひ給ひられ（し）ゝはそてあはてよと
なくあきたる面影をりするをなにそてはなくさま
君にうとしふ法師なある人御殿法つらまつりける

祝ものとて世中にいふことあるなれば
はるばるとかの山のふもとにいたりて
とめんあるなるこの人は御をたづねける
新和歌集の中に
たのたかとて坊にいるるものまんどころ
けるその宝つくるよかさつきれ
まきたるひるめとのたまつれるのあるはまるる
るとひてはこれたるさるを入なんとすといふ
てよりうたてこれるあんとそれ
をうたひめとあり
ものいふくとこひの孫ひ明
とあるなれば
世のつのひとことをいとこそ
とおもんひとをうたるるよりあるふるうたを
花れ人よある山のうら孫き日はまとをくや
ある、ひそいつうたをは
はるの山はるの井の水はるれ日をちうるあるそ
とそいひたをもてうけるあたうあるのある
うよいてきうれて
のうるとそれきんぬるあるたすまし限
といひあり
はるの中納言はるとの十三はるみとるて御長恋の内に

年ふるまゝにかくみてといふ花行めぐりあひてかとゝなるあきの夜ふけてみてたにたゝてまつふる夜ふる

延喜御撰 雜二

人はゝ親のいのちにあはんとてふかまとひぬる

先帝おりゐさせおはしまし市場へ行幸

あるとき人えもんのすけ

平中 家集に出雲国にて出雲守なりし時

たゝてはもちゐてあひさりなる

さえのちよりひとゝ侍る

うらみて思ふ我を忘れき井て恋に

如在

白河院おはしまし陽成院の一條にきこしめすいとのたえ

先帝市に御幸時刑部卿

さゝるまつりそけるにつゝけ

延喜御撰 雜一 亭子院市に幸

おもひとゝまる春日のかすみ

強ち禁中

ゆきさるとゝ人はゝ

院はしまし

口の宿に宿かりしもせる者にいまそのときにいたりけりや

ゑいさん山にのほりて

（新拾雑中）雲なかてさそ越前になる物か都世をと背く我身なりけり

新院より内に

おほえなく起てあそれる枕もひとりもつらく覚ゆる

御返し

袖ぬらすそてもさらに袖の露のおきてかたりそへて行ふ

このまも内の御返しに

（新古今）くつのかみにきえぬる物をおもひ出る

陽成院にあつまる海上の御とむらひに同し院

にいるかる女きたる事あるとそあしたに宮のれて

秋はいとゝつれ〜とものおもひしさ〜にさいはひも

「右京大夫のむすめ宮の侍従三らうたあつりける人に博奕や

うちしておやたちのかへしもなくまけてありし

かへしに内もんとて人のもとへいきたるさまあはひける

とさもちゐはりてくさのまきてさまうける

志たりしておのれとかくてそめのちさしねはほりける

「おとうとうすなる女たちきそ人のもとへいきあり

いとつくる物にしけきといひてきこえたれ

いふとんといひてわれも人をはりなきけと[illegible]

となんいひける

越前権守兼盛 兼盛駿河守従五位下後撰平姓 兵衛のきみといふ人にすみけるを

としころはなれて又いきけりさてよみける

夕されはみちもみえねとふるさとはもとこし駒にまかせてそくる

女返し

後撰 恋五

駒にこそまかせたりけれはかなくも心のくると思ひけるかな

昌泰元年蔵人延喜二年大内記四年叙任近江守後左衛門権佐

近江介平中興かむすめをいといたうかしつきけるをおや

なくなりてのちとかくはふれて人のくにゝはかなき所に

住けるをあはれかりて兼もりかよみてをこせたりける

後撰 雑二

をちこちの人めまれなる山里に家ゐせんとはおもひきや君

とよみてなんをこせたりけれはみてかへりこともせてよゝとそ

なきける女もいとらうある人なりけり

母兵衛参議仲統女 四宮 清和第三 貞元親王 従五位下源兼信 重之父

おなし兼もりみちのくにゝて閑院の三のみこの御

むすこにありける人くろつかといふ所にすみけりその

むすめともにおこせたりける

拾遺

みちのくのあたちの原のくろつかに鬼こもれりときくはまことか

といひたりけり

かくてそのむすめをえんといひけれはおやまたいと

つゝまるあるかけるくゝもれとてこひられて京に
いくとて山路よりつきて
紅葉うるはしきを見て慰まるかなての路うるはしい
とゝひろり——
かくてなほりけるもこいふて我は恒忠はなをめのまえ
くうりけるくゝまんこのうたはあるうりる
拾遺物名 おりのつくるみた ナトリミエ
大宮はかまのうちにぬきをあれたる
とるんうゝくうゝみる我もおりきゝ同ふを
きゝ侍にあまや孫はんるとするうりたるる時
とるんうゝけるさてのいきをもすめて物として

京よりかうりうれてきて我もうりたる
張るをはあたまをゆてこひうれて井て
のうりるゝ水とうりるふとうれんみうれ
けてそれをこうりうれておとい
ををてぬまのうつる衣を我ゝ武蔵よりもちぬ
やゝこうりもの
夜中にとうんてはうりけるゝ我をとられたるこも
とうるやとてこうりるをさいをぬものをうる
又陸奥にいみありるおとのりるゝ我ゝとるゝ
てゝ女はをそるかゝとかをふをとうれてくるゝ

てかへさんと詠りける
春たちける朝しろへと庭の時ならぬ雪ふりけるゆゑなる
亭子院にいやすみけるあまきみありけるにてすゝ
後に年ごろあはざりし河原院のいしおもひつゝけ
らるゝにも京極御息所とおもひいだしもしたまひて
同じ歌よみのまへのことなりけるとまうりたり
へる兄ははしともいひけるひのみなはらいきとゝとお
そなりける叡山の人などかよひけり横川にて宇多のいと
おもひたきたるこれなれはもりとたちよる境をとひて
みなくるよつとさむもすみつきたりけるあやあて

又これも
世中あはきをたのみなりゆかへみゆるかぜきち花をこゝろに
とありけれはくみえてかへりけるよめるあかうりをなをと
たることなりしのおもひまつるとそえものなりけるおもふこと
きのいひける
哀なるはあはれとも見え西のかたなりけるなりける名おぼゆ
沙弥満誓のことといひける人浄蔵とさいへるよまする
おほひがたき中すりたりきりなる贈りてそふ
ひとこともいひつくしけり沙弥満誓
おはふくたふとあまりけるを昔の人はなにとはしめ

といひなされて十六にて出家し（浄蔵）
給ふ末のすゑ世まてしらぬ人には限りの法師とぞいひける
故右京大夫のむすめをしのひてかよひけるを
おやきゝつけてはなちてあはせさりけれはわひて
ゆかりよりけるはなにてありけるによみて遣りける
さりとては嵐の風のあらくともひさしく枝をはなれさらなん
平中にかくすむものとしらぬかは死ぬともなをこそ
さまよひけりにてありける事とかはいひてめ
法師をひくしけるこのめはまた思ふやあらん
らむしと思ふもえかれはいはれ

ちりたれは四人は屏風によりかゝりてたてり
ていひける世中はおもひのほかにあるものを
しはしばかりはすきてせうとにかれのまをさるん
みすかていひけるこの女つくりまねきてくるま
とりよせてまかせしとあはれとぞ思ひけりさて女は
まゐりとそよりけるそてなをこむ事す所なる
四すみれの中ぬる光りをしらぬ
南院式部卿是忠親王（延喜二年薨）此家子息
南院の五郎こゝにのみかよひてあらぬ所の御前にて南家殿
にありけるひまにありてしかはさんといひけれ

市兵衛殿はたとへた用くるんでぬるとこひさい殿
さうらふ殿
玉すだれかるふしてしらぬ殿をとをるうら
とうつりあり又
ちやきたをちやきこの歌をあつらへぬてを信と
るといひうかてきうるといふうねを取
うたた
ちねとをうるあ(ぬ)い屋ふうきかれ発れれ
返れかりあれとうきうと重ふる殿きうう
うるをあいひて殿ふあぬうを信ねてひあれ

うあうる初をとうをさしてあやうらねて
我をきをふる元たきねを立うまをあやぬ(板戸)まハ
とうんひてあうるかうるうをあうねる
ひあうれいうに撃ものとをて信をうをあうれ
うて打てふうある間(毛)ひとうるんかうーとう
ちちたちあを信うる殿をうられて
さよをてうるおをさを信をとをたうてをふるうる
ふをとあたううる殿ちあを信うるあやさうう
うんをうううをあてうるあをてうをうう
あうあれをうーうをうまをかてるう

ふきさるまゝにてふくろあり　ゆひたるまゝにてくるれてまき
　　天ぢくとくひ　ゆるきゝ宮　ゆひたるまゝにてぬるてさ
　　左大臣中将
柳　柳　ゆるとしるあるかゝと　ゆのあるとあるに
　　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　

てるんたにるとさて女にあれるんおりしかる
あきてけちものほるれもまやといふりたより
よつきてあそれるとしさとうるるんなるそて
きこうるいて手るるてこれをつけそこしれて
はるひのくしるりてきこるるんるる女
ちのはるのむまやと結ひ手もれるるそ成
ここそてるんるきけるこうてて成てちて
いひるるこうつて
うきてわるのこうこたこるるんありる
[illegible]
[illegible]
[illegible]

新勅雑三

[illegible]
[illegible]

續古哀

[illegible]
[illegible]
[illegible]

中務卿宮

いとまうの弾正尹

別るべき事とも思ひもかけぬに

ものうらみをもしまとしまとしたる

おなじ　中務卿宮の歌

きてうらるるさくらをちらしかれ

さらぬよりはうれしと

後撰春上

宿近く梅ちりかかるうぐひすの

とよみ侍りける

おなじ　中務卿宮

春ごとにあはれとおもふ人のわかれて

大江千古

くちうらるるものとおもふ

雑

春の日にはなちそめしかはるまで

とうるんとうらうらる

おなじ　浮子

春ごとにはなちそめしかはるまで

市原のきつつきの

[illegible]内親王寛平帝女
母仲野親王孫

嘉種　正五位下　美作介　長猷子
後三位刑部卿　源長猷清和源氏

かりをさそふ雪たまりかな

とて雪きえぬ所とて

ちりぬるをとはなにとはいはるる

これをれをれとうらうらるる

春ごとにはなちそめしかはるまで

後撰雜二

ものき枝とめるに侍りける

かてをのひてあひ侍りるわらは院に八月十五夜さは

りるまゝ侍りてえらひ侍りて院にまいらせ

まゝ侍りけるをあてこそひいるゝ

りうさんとめ侍りけるを

ゆれてこゝ侍

たてるかなるきつとゝめんあはさるこゝろ

堀川女御殿の御方に侍りける

こゝろ侍りてふるまゝ

ありける法師

新千載

らつもるまゝ

みるのゝさゝいるまんにをれはるゝ

おれ女

さゝ中庭の浦かんに紀る波さゝ

宇多院御紀行のとき南院にきんをもちて

さゝれまあつまりて

きてこれとんをもちて故の昔ゝ

こゝ侍りけ

重之縄出れたりす免

ゆる法師中納言

敦忠

故きこんのゝ

ゝ侍りたゝ

そうるたと文にかいるとき
とし孫さうりう内ゐ
そ下りう孫やとしひられ
しひらをと御ふみ書りる
海棋三ごんと詩
三ゐとたのめ人ありとき
とちんあり三すれ

れれ　女おそるさうに
おとこ答まへるるぬるよ
人をと庵の山あさを
とちんいしあるりる

れれ　女四おさうしすると時きのひてかし孫
人ありりう頼りれ敬よつたありりう
面おふる恭しきつよ五より孫りるも
きてあ免たりれ　むをひきうてて
ふ人面とりくる為ふけるる家りくさけほ
とちんらいしひれあれときて姫とりる孫
にりう

れ　女おとこのとすまとりりのてとき
ちうしひをてつすそよるれちたしひ為りる
抑建三品
ちする為とふ所ちに人於為れくきる然

くゝ　いえさうす

おれ　おもひよそみ　宣師氏　井上の春うん　すゑとこ

さうなれとそこと也　なれとかの春　ゝとて　なりる

よしさあまのひろぬ　ゝさひもれ　きゝ　ゝ

とうんあうる

むかしつくら　大納言　顯忠　ゝ　ゝ　ゝ

ゝるとたゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

ゝれゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

ゝ　

よさどこをすりたれて女
きのうのむろたるるとの人はたさむさをひきれ
たるしわざこ
紙たるのむろたる新のるるるるやと海のるきそはこ
内近光源氏の前妻女
源氏のきこえにしまはたるこすこるとき方れてかるれ
さ方たるくるするとそるるんえまのりこぬとるれて
こをるるぬ事をれるるたるくるんこ方をるさそ
系そて系たるくるすぬるるれるれるれるれてそこ系るる
雅歌
指遣
いそて物るるれ系そそんるふるりてる我をとらぬと
とるくるりれそる返

あるるるる

たまゆらのあはきことをかりそめにもいのちにかへてなさるる

[illegible]　如二故兵部卿宮一　[illegible]

まさうんとおもひたまへしかどもたえこそすれ

[illegible]

[illegible]

之條[illegible]中[illegible]

[illegible]

さうもなくてすぐしてはべりしかばかくばかりの世にあはぬ

久しくなりぬるかなとおもひつづけてあはれにかなしうて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いとかうしうてなどをなるひきうへたるうつしたる

[illegible]

[illegible]

とあるをみていとおもしろうあはれなり

ゆかしくてこれをみるあるをつねとおもひたるつれ

[illegible]

[illegible]

年はたちのつこもりのよるといとぬたるつれ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

敦實

後撰冬

師尹

東信公

寛平皇女

延喜三四

後撰雜下

清慎公

実頼

[illegible]

貞信公昌泰三年二月廿八日叙従三位今年清慎公生服後禁色不書

[illegible]

[illegible]

貞信公不歴中弁四位侍従任参議従二位右大弁

[illegible]

[illegible]

[illegible]

てるん法師〜りる

おれ　ゆるるなまひとりこひてはと　おと

りてはまりりりりりの事の表掃部

にて殿へまりりる法師りの事

天正　慶長十一年三月昇殿十八年正月掃部助三月殿〈世一年修理亮殿

二年正月五位三年十月内蔵権助六年正月殿〈民部少輔七年正月左

少弁　四十二歳年三年　権右中辨

そのかもりすゆるあひてひるるやうこうんちは

きこたてこりてそ孫とことはるるるんん

まりりりりり

ちゆるまりたりせうそこいひいれとるよりたりは
いうかるくてあるくてあるよりうまてあるる
こと我らしれてうたしあれとみてとかきりかく
ちゆんあれうまをひるる　季繩系図おく有
左右寺ゑたる井はきれいひるる人
至まりしてよそうてとてるりけるる
ちゆとてよこたる
ちゆ人をのこしんとあたんるそしやうたる
貞文　左兵衛佐従五位上　右平右衛門尉　酒井人真
治部少　義世五子　仲野親王孫　男世号平中納言
平井うるるこたる帝よ紀りうたは

よ紀人てうたいきてるんいるとのむつさいりるそれ
よ故さは紀なのこてちいらよいてをるはよるんそ
りる平井色このこかうてるるうりきりしりるを乃
ちるふこたるんなこ家うりるを女と車るはしへ
おおりりをを紀はあるふことんひるりる
さうりるもとねこのもとより
強盗意　そもきの強なすいえうきてそのいるそ意き
とうりる帝はきれたのむすえたんをりるそれ
ちんてきるいねりさうりるそれを思ちりり
さうたこそのむさるんたちは為てとりていひつきた

りるかちさまかみまるをてよれかう
とたまんをりるいてこうしあさしられと
らありておとこるをそうんありるはれとせら
ようひられあひよりそのあしるふかをた
するまてたにもせすんしとと屋てえのはてと
かをもたをさすそのををこまられとあしるは
ふ人をしてあるにもの一孫ときくしあう
ありてかあひをりまひて分つをていた屋
しさそう孫てありとも法ふをとるをりる孫をぬ
ふうきとるとこれれふらるおりやる事を

人をいひ人をとふくく屋ひてうきうそう
をををーやとそうてまをてきくこれ又はをもを
もたをこ屋すをてたをそて五ら日にりぬ山女
ねとあこるきて物をくをすつふ人をとおあくい
をまりそうてはこやふ孫くき屋にもあこん
人にをを物て屋こ孫てとはさををまをてん
とこひり物をいまてこをりぬてつふ人をこて
いとをるりるこををふきりくてうりあまた
ぬりりは法ふ人あをまりてうきををていりはは
いとりうきをりるれをにをををるをたりた

ゐるてみてゐるひさてふ[illegible]しかゝ[illegible]かゝる人々
いひさわぎたてゝゐるいひゐるかゝるあるいは[illegible]井
そのあひゐるはしめそ人をこせんとゐひゐるたちき
はたゝにさふ物(督)いまはすてゝうしてようぬ
ゐてゐるとあひおていまてねろゐるとてせう
えしふと残き(遥)ぬていまてさきのこれたちう
てさたしふ張たゝゝゝてうつるまた事ま
はたゝこのはたゝたゝ水井にぬてはしまぬそとた
ふふあさふぬたゝゝもうゐたゝよふみてゝ
ア張たこの女のゝいんとするふ方やさう是ハ

おゝうゝみるをゝゝ院ゝ人ゝ[illegible]てゝゐる内
如ゝたゝ自はゝ[illegible]ゝとゝんと立きたゝふ
たゝ見もゝゝ言ゐるんいきてあゝはゝもゝゝゝん
この月ふゝ面んゝゐひさあてゝゐるゝ人ゐんきて
うゝをゝたゝうゝゝゝて行ゝゝ尉ゝゐゝゐさゝんと
ふゝはゝきてゝゝれゝ侍ゝれゝゐ孫ゝふれてい
ちゝゝていひてふゝゝゝてゝかゝはきゝゝ
よきゝゝゐゝゝゝすゝしかゝゐゝ綿ゝてゝゝゝゝゝゐる
ゝゝゝおゝてゝいゝをゝるゝゝ残ゝゝは
ゝのまゝ門ゝゐゐゐ是ゝゝゝ滅ゐゐを

とうれうあまたなりしるを見てとるべきをそれ
ぬかきをたをかをそてこのけの野よとへさはやうれく
ぬろしまをまをかきうれをこちをきのかふこう
るきまをひをを下すけをこちをいしをるをさうよ
待ひをてをこひてをんをけの野とのろいていこ
るてうかるすをあるきをしてかけひきををををる
らんとおりてかひなるりゆうとあく
世ばけるをるれをとをの門のふをやをるをく
いあをまきるこをををつをたいをまい
あてと形をひまろるかてをれらきるろその

かををかぬるををにんをのをををを

大とうとうん者もたにたゆるれて人をうしひるる成
しはすあるりりりものひてあるうてんたゆるひる
とをうてあるりるたををよ〳〵とをいひてをよ
くうあるといふ所をすてくうおこれひをうさん
うよ思うおもうう糸をうひをつてうりの門の
ていてあるれるおもうておこるひうるくうちふ
くかいうんとうん来てふるるうえるるそのふを
そをうてそうてうれてうのれるそふひうのふをうる
うゆるをを
服部嘉
すう除はくう虜乃命
とうきうりてあるを
えてくうきをうをもおうえすいあやかうれて又
ひうをまをひをうりうをもてを又ふをうりにうはて
はをを勢をうりる所
のうくてをんにるをを成ようる當はをう
返
はてをを若にりりり

ともしひかりはかなきにつけてもそらかんなきらめきてひかりはみてにはまんとそあはれなりけり
年をへてこのていてきにかれもおほもとをるかりにかり故
元良親王郷をこのかたらはしてあるとうるはけしきひ
給りけりみこ
はきのはのそよめきてきりぎりすのつるるかりつるてつきなを
こゑをおもはれけり
物語もあはれそへるきりぎりすのあはれとなきいのをるいあはしとなふ
女返し
同
きりぎりすのなきいのをるいとはかりはをえぬくさにあるいと
ふるてこの女のきこえるてすはてあるてはきこえるはは
えこおもはまをりはるはあるはるはるはるはるはるはるはる
ふるはこはるはるはるはるはるはるはるはるはるはるはる
この女をまひりかてあるきをおもはるはるはるはるはるはる
とりてこれをもはぬかたかりかはるはるはるはるはるはる
ワすれるかはるはるはるはるはるはるはるはるはるはるはる
とうはりはるはるはるはるはるはるはるはるはるはるはる
ゆはるはるはるはるはるはるはるはるはるはるはるはるはる
ゆるるはるはるはるはるはるはるはるはるはるはるはるはる
ワすれるはるはるはるはるはるはるはるはるはるはるはるはる

[illegible]

又おれかな

[illegible]

[illegible]

おれかな

[illegible]

南院れ（後撰作者）

[illegible]（貞信公）

[illegible]（東宮傅大夫実長の年紀尚侍貞雄公）

[illegible]

[illegible]（師伊）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

おれかな　女（巨城）

[illegible]

（後撰雑二）

[illegible]

おれかな　女ひとと

[illegible]

大猷院殿御実紀 公平

[illegible]

信明 [illegible]

[illegible]

この世にてもやみぬるわれらを作りたまひしと
とおぼしめしける藤原忠[illegible] 督 [illegible]
おのれ女たちに[illegible]督[illegible]
[illegible]

[illegible]

督

[illegible]

督

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

清輔

[illegible]

[illegible]

後撰　拾遺　業平　寛平皇后宮歌合

[illegible]

[illegible]

[illegible]

時平　本院の御方に侍りし　国經
右馬佐従五位上藤原女房中納言の母
事申しつかうまつりしに
まことに
まことにたちまさりつかうまつるさまなどいとめでたくあひ
しらひたまへるさまなどいとめでたくあひ
しらひたまへるさまなどいとめでたくあひ
しらひたまへ

殺されたるものとおもひ
我家に一日も此
とれんとこゝをもとめけるまゝに
にもんあるゝ斗る
[illegible]よあるひ[illegible]ひるはいとらあるを
しくて[illegible]ゝるものにもんをもる年月かゝあり
つゝうるをすまあるを[illegible]あひて家を[illegible]
ゝるひをみくをゝるゝ[illegible]ゝゝゝゝゝゝゝゝ
かゝゝゝゝて歸[illegible]
[illegible]のあゝつゝをゝ[illegible]ゝ

いそあんゝゝゝゝゝゝゝゝ

海ゝ井れ人大貳なりに秋なれもちとも嘉れ
麻なはいとるなりなれ玉を弁そ引つかる山なもん
ゝ乃ひきなと寸なんよむとらひてす船ともあり
まりてとゝとかる（きすれたつきさ勢んとそ
くいひゝ
つくなゝのかゝとそ玉鉾ゝ
とそ玉鉾をつきさすふた
秋なの海こやそこ月ゝ
とそ先帝ゝ
清ゝ乃ゝ

人とまの岩ゝくそ城に乃鈴ゝ月のゝたゝ
とれんゝ乃ゝ
こゝ玉ゝ清ゝ乃ゝ女
緑風なゝやゝき花すき乃ゝ残ゝ乃ゝ
先帝の山時ゝつきなつゝ日ゝ乃ゝ
ま乃ゝ鈴ゝ
玉
玉ゝ清ゝ乃ゝと号なゝきゝ玉ゝ
とれんゝ
おれゝとゝ山時船鉾をめて自なておそゝき
秋清ゝ玉ゝ月をゝとゝ君ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

とけたまへばやがてとりつたへられたりまをさせ給あれ
にはかにまをさせ給へばこのひあくてこそたにさせ給へ
給へとかたらせ給へばこのちうなんの御きこえて
給ひいて給へるあるべきかきて

三條右大臣殺害事

兼補御所（寛元九年正月補蔵人右兵衛佐元兼任内蔵助十三年右少将内蔵助元）

ちうなんあひくしたてまつりて内大臣のたまはるあり
女はあたらんのちやうらんこそわすれすんぬ
うちかるはとことをまつ
勢さうらうの女

新拾遺

あるさうのちうなんはあひくしたてまつりて
ちうなんはうちかるはとうらうあるべきうねうすはと
こと日はさうとうしてるんえまいぬかいそき侍
かりまあるくうらたをえまどりとぬとをるんいるとと
うちかるはとうらうあるべきあるべきはは女
さうるはとうるはるはるは

時もあらんおもふこゝろもておそろしかるべきことをいとゝ
さらなりあるとき[illegible]にまうでたるにぬしなくて
にこの家たきてめつらしうつゝそあさましうめでさと
てうきつゆそらなる
うたたくるまゝにふるさとをいとゝしくもあるかな
とさのみうちつきてゐたるもあり
[illegible]そこらひろるにあるにんとてひとりたこ勢
こゝろ斗なる
[illegible]ふるさとのこの下ぬれまさりてあるにんなる
[illegible]女

同

こゝろかなしかるべきことをおもふにあるに
[illegible]ひろるにんにこゝろかなしかるべ
[illegible]ぬしなくて[illegible]
[illegible]こゝろ
つるおとこそ一ふしきこえていつこの[illegible]
[illegible]いとゝきこえ
[illegible]元良親王母従五位上藤原遠長女
[illegible]
[illegible]ありおもきくにありとき[illegible]
[illegible]ひつるこゝろはひこの中納言の
[illegible]ひそめてゆう[illegible]
[illegible]おそ[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

うんいとみてまひはるは返に

みちすると高松殿つるもひとりぬる夕てさひ物

橘良殖 延喜十九年六月叙従五位下 同廿年二月叙従五位上 天慶二年二月正月 従五位下 吉雅二男

世名長幾中将

いとまいひる宰相の君かあ所と所ゑと返

みちりそ花もその色のたつ人より女とみまてす人

さらるゆり本花をもんいてよかこひ見ねるりり

おくてのおとこいてかしこのくふらに花をある花け

主はてりはるんおりるこの花しはるものひて

おとこをりれそ花ゑいひれてこるる

春に咲花たに咲すくにもこそものと

とるんかふかきたとすれと年はめいしかきくんはハ

男にもはそはるんるる浦はれるのをもるかおとこ

するりときてこの男をりる花て心にをれてたて

さふるのにそたきてりりはてこのおとこ女てくるあ

いふ花そそのくと我いまたるるふてどひ花ハ女

花すき去る方にそるひめるおとこ山の風ハ山にはも

とれんひるるこ男をありり世平にしる我

おとこ男るといひるるもるん団おとこ女ひや

つきりんこのおとこはは返るるてるりてこの年の

そ花をとはるんひきむすしておとこ発りる

後妻（ウハナリ）　前妻（コナミ）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いとらうたくなつかしう思ひてゐたるに
所にも居さうもなくまどひたるを
いかなる事にかはりまさるにかとあやしう
あのうちにぬときくもうらやましう
ありもてなし給ふまゝの御ぞうきてさけるを
とりんとて折りて
梅花をおりてまゐる
春東文学
手ならひの枝をかしこくひとはなをさしてまゐらせ
とて折りて
きてゐたるいとくちをしう
見たてまつるにおもひのほかにこのうち
おもひたまへらるるとぞ
おもひたまへらるるきこえつるやうにのたまふ
とてうちなきたまふ
おやもとあやしうものとあてに
なつかしうとてたいひるさいひるもさて
ものとして二十九
光源氏雅婦
春春
昔女ありけり
あるひと
女ハ山蔭
五陵

いひしるかのさくらの花のきしのいそとの伊勢はたちのめたて
いさすかりしるうちてたにきてかしのそうしてをしるる
をこのそのせうとの左次きえいたるのひてすむ国
をしるる我たちてをたにのおとこのかんえあひ
をしるるやしるるさうしるれし女たちたに
物語百四
しるるんとをのるきいらきもうかるめるれをしる
とるんしたうしるるいまいるふるとたるりしる事
るりこの事事事事のあ陸ないきをりるを
るやあしんこのうちをしんひとをるんけすをし
りるんあるものをしんふのあをれたしるをきふれをい

ふをしをうきつをあるるとるんしるれどをのむまや
しいふふいい海をるるんありしるををるををつや
をりしけふ
つをしるをしんやをるるんあをのるををををきたるきつれを
又みるのたをいいむ陸をを
いつをしるをををれれをををひををを陸をる
ををををうきはやををしるるをををんれをありき
をををしてかひたをふいをうしてををしるるををたやまひして
をあるをををしるををしるる
ををりをめのゆきうひちをそををはまかきしれををるりり

とこんてるん志たにてさるらるる人のこの表者のひとゝ所にてさるらるるなり
たとりはるとそこのむ海屋とも不屋とりて
はなとゝもとえて子宮のえさるさるる老いこつめて
いとあてたて出しひらり
三年のあるとゝ河原よおもしまに作りうかをめた
事ものいつるあるりるそたつそしるる老た
下りてさふ梅かんもめ屋上人こてもあまく
さふひ給ものたとゝ鈴さふ梅うもる
ふさふふ今つまものおもされ老い

出れるとゝて事のるる
七屋のものとひ給きりあり老いを函とあてゝ紙を
とゝゝまりる老いてゝめてたまひてつきを孫
春別
めやたんよるる雪るるるるるるるるるほし
といふをの事のよる出る歌るりる
尊のあるとゝるひ飼屋におもしまに作りる老いの
てゝ出あるひあるこのやるりの老めともあまゝ海
カ
りてさふ梅牛に老ものあるあいはり
ト
やとゝ屋給ようる老めはゝ中のる大江のほ
従五位下王淵 義義 義義 男義義朝臣
のむすめとゝ下りて侍れ

又ゝ孫ゝ子ゝ孫ゝ末ゝ代ゝまでもきよくけがれなくあられうる
孫てうへたのもあるべき孫そもくまてとる孫ゝ孫ゝを孫ゝ
とうひとうてさいとうの孫ゝ孫ゝ孫ゝ

万葉集九にあり　作者未詳

昔津の国に住む女あり　ふたりの男と二人なん
ありけるひとりはその国にすむ男　ひとりは
和泉の国にすむ男　ふたりの男ともに
なんいひけるかくてその女ことことにやまひつかもち
くなりにけれとしのうちにふたりの男さらにまかりこすとて
あるもあるもたきあひぬ　もとのあるもあるもたれ
いろはまたうとくなりにけれはふたりの男のいろいろ
ものいひけれとあるかなきかにてあるもあれもこれも

万葉集長歌のヲトメカナカニヨグリヨクオトコアカコナメカナタニヨグリヨケル

平張

月日をへて家にたちそひていとをしみなけ
きひとりはしぬるをもうれしとおもひけるもの
ともとりもいまはねんごろにたちそひてあるを
うらめしくなりぬ年月をへて人なるめきをいとう
にはあらねどもいとおしくひとりはあしくもあらす
なりにけるをかくてはいかにとふたりさしあひて
ものいはんとてふたりさしあひぬるに
さてはいかにすきものにこそあるらんとて
ものいはんとてあるにかはいとのようにひとりをも
ひとりをもとりておやにもあれこそにもあれ

おれ屋うちの外そこのおさなきあるんさらひわらひ
まて待ふのいたまはこのうそはこあてんあるい
とあきかのいい屋敷なる人あるいとうるうそうそ乃
いうつきかきりはこれをいておきわさるう
とうふ時にてかしこうこひあつかうんとふ
給ふやうこのこのようきて待ふをさまられ
といあてを屋つんたきんとうふ時にこれ
とおうとひてうるたひとうからはさを
うるとうふおのうをとうそのうとうとうふくを
あうぬたおおりひわうひう

すうはうのうきてんはのたはを屋はいるうはり
とうとうこのひうそうりはにはきてうそうはをはは
おりとおりうりぬわやあてうきはきるうたこの
ううふおとこうりを屋おれ所におりうりぬひと
はいあとうひてをうくてうたりうその
ううをやいうくうさをはてとうあおてるまはく
うりてうふはおことものおを屋をきたりう付女の
つのかりたこはうをつうてうりうむ時に律
はおとこのおやのうあるり国のおとうそおれ
一所はいをこてうはの人のいうてうこのはのはちうと

きすきとひてさまのうるはしにみるのうへにおやすみ
乃玉のうちを丹たてとひてこまをそきてそのん
法師ようつこてりるさ井と如のたるとハ中にてたたに
なん男ハたてをもいりるあるかるふてとめむる
ゐりるとをたにうきて故さハ仏温子をたひとのて
まつりたりりたりもし
万葉集九高橋連宝磨集中　諸本无此詞挽引寄混本文歟
法師のこの枝をひりきくうてちぬおとにしよりをも
こをたるうへとうこのへたりてよりるイ勢の
海豆ハ和ことのうすて
伊勢物語文衣但法年
物語年号
新とのうはのたにあひられた為きかうひるりり

女にはたて女一はたこ
埴子母中宮温子寛平第五　依后腹号女宣旨代裕子内親王文歟
ゐりるを海ハりるりる玉いうきをるたうをりるうて
又云
りこみる玉をををりりるうりりるりるりるおるをこ
長ハたを
つりるをりりるりりたりりり

かちまけをるてをそんをたりをるてをのをたるをこと
いたりて　れたりれ女たるをて
あるこのこたるるるの行のをちつつをきくそれぞれ
まをひて
我るきをあんとへたる殺ねとうきあいあたる殺をるを法
又ひとりれ男たるりて
おるはを感嫉き中るまをてるを我をの殺をきりん
くく女
うりるるつをるをとおをくるる殺のるを海るハ
まをひとりれ男たるをて

我をたを殺をするをおれえたすをいるれきはをそを
をそこの男いるれ行れををるをるをるをきりてりきぬを
海るりたしるるやるるるひをちるをとれてそうつ
をるい海ひりいれをるるれるわやたやるるんをも
をすそををけるかの塚れるれをいれををはるをそいるる
ある指へこの行るれをたたるるるるたへのをひ
するれをこの名をれをたあやくくをるそををれを
をるををれくといいれれをあ屋とれをるつね
ねりるたちるまをれをを男まへたをそひをま
つきをわの我をるをあへれををあへれて待り法を

うちはしに腰をかけてねこさめのむらひはら
とりふたにねそろしまつりさそそ夜ふ
屋あらんとそへとかてらさそそ夜ふ
とそうきけハこうこそ紀れていさうふるる忘
はありてそめの男きていうとうるひてゆく
よ年ころねさきものうちとる待らぬいまとに
ゆうき清すとうとる待るへきとそ年とうめ
うりかるいとむつきとてめしこるるね
とひさく祝に衆をはるよ北をくをるあした
うそ北さはるのとたに無るとなんるよ北さうるね

七刀にを四つきそなんそうるねとそまくれたる
本ゆるそくへけいひるまも
津の國ゆるはあうに家にすむくをうあひ
ちうそところるそうるね如を男をいあすにあう
さうそ北そそうろわそひるをいてはうるうて
いくをこわ北つふくるをくあるふよきうたて
ねうすうはるうたにけすあるねを
くに屋そ北つをれをたいひうるあたに
ふるわひてうるうひるるうひうわひうて
いえあしをれそこはかをるるてれをいまんうそ北

まゝをとこすてゝいろもくえいまは女をおとこを
すてゝいろもうんとのこりひとりるとおとこ
をあはいとをもおもてもへるん女をかくつきをた
うてあるるんりもかさ京にはりてうをたく
をもをよはひきをうにはりをとをふくをた
はをんはてをもるゝかるするをふゝんるを
うゝいひ髪うてをもりはんたひつきて女は京に
来よりうをはゝとをるてきゝををつき
てゝんはをたにあてゝあををひ屋りねを
まんにあをすきゝたかうるはにるんをるれを

ゝきりたあの津は國をおひゝ屋りていてあゝんを
とうれゝてゝをゝをる
ひとりてゝふをゝとひつれををゝもをゝの萩をゝる
とれんひとりうるををとうをすゝてある
人の屋んをれきをはにたをうはをうくく
ゝありゝをたををゝけたをむつゝさ
てゝをゝをるてあゝりををゝてをゝもあふかゝをゝ
をるりたりうゝをはをゝてかの津は出をゝは長れを
ゝあをををゝりうゝををゝりゝるふゝるもあてや
をゝりりをををさゝてゝをゝをゝをゝをゝをゝをゝる

くいひつきぬりつるむまをとりて
れたることをえもすまじおとりつるもいとあん
とのことをやりたるうるはしたるやたくすれば乃
ゆのうくをなをてこれをれあるへとをいつひなを
をとすると中にたのへをとなをなひらをとつきてをふ
かりとりをまををそをけてねるたて
へををすをとひをるんをるりたてあんあ
しをやあんんわのををををを
をへををりてをるをんとすをてをるをとこ
ををとをををあををををんて

をりてをるたにおくりあをををにおをををにをひる
やうの國といふ所におりてをるたびををを
にをををををまをんといひをををををこにいるもの
わををををををたといひををををををこにいるもの
なをひをををををををひををををををを

物うきまくらにつもるまで花すきを見しられて
ゆるぬさすがさ方をそるいあはせるれて事と
まそをもるたとものへいはるれぬとそは事
うかてんといふものをそはいふ
しるものこのやうひのやうるるすくるるとの俗の
まへりいはりとをるかとるたそのへとらふ
ぬをあすにきさ俗るれとワる男たるをを
ぬをそうを俗りさたの墓をるおとよと
をそめのあをそんといを勢りるをはるるき
ぬりはをいりひをそのはをるれいひて

うをひるる俗ぬをりたるひを勢ををんなを
いひてこの男れりかををるたををるりりて
あををたかるあるあをれひてをそふるへいるるを
いひてるをりををとものへいれ大方れ世とあれるを
をんをるりるかてこのあ
ぬいおぬいあひたあるをたぬるををを
るるぬたるるるぬおををたををするる
をのひてをえいひるをくいてぬをとををふ
あひたををすををのををれあををるりとの男
まををはりるかたりりあやをたんおををてるた

かくてもそなたをもてなすとてあるじ
さうなれていくさるるとおぼるにてそもしる
て葛をらすてくそもーあにゆのりうをそもといも
きをもとへ人は家にあるあてうあれたうくたうまう
たうりうとの車ようの招このおとこをそうねておもて
しひりをもとをもの人てをあちてすをさをはりり
人をこれるあたるんん侍りるとくてこのおとこたうく
おのおのをもありてめするうあたのうちひうを招き
にもあくすあをそい招いをんとすをおとおされをあ
ちうりというの時にすうりとうとうひてふくるそをに

雜
あるをもあるてあるりうりとうふたいるをなの酒て絞き
ときてふもてさ新ていをもあ成出る酒に生れてひられい
あ酒とをひてもそさそ生るあゆをそるを
うれをきをあるすよをそるをさをあるをさあ
あるいうをりうりんをすくうる酒に生りる
きぬきををきをてふをるを紀くをて酒りる
をそるんうりる後にをいうあたんをすを
雜
あ
雜
あかしをそをんをりををるふる雜波の浦
昔酒まをたたりをきたをりをすむおとを
あをふりをあのをりををりををを

おもひそしてすむたのあいてワろぬたにはさる
ワろひてそのうまをのりこるるまゝめをまうあれ
この今はあいとこゝろるあたなんそのるをしてふねを
いねといあいこゝろいこゝろそうオはあうそるいこ
こゝろにさゝ分のうかたにさゝしきふるる
ひてこゝろはこの女いてうこまをねてかく
ゝうたをあゝたにおゝあたをこゝたるて
あれいあれとんのうゝたにうきうるねて
こゝろゝをあつるたんそのるとまりあん
と思ふをかいねこいひはをワるかあきたるを

孫をもてこゝろさするあゝあさるワさせたゝ
むるこゝをあるるんるこんの肉をゝひうはていそく
いこゝをこゝてせんこゝの中にうをまておこやくるを
又はをはすふいてあるて身れいこゝをうあのろ
こゝにあゝられあつまはしてそうあふるまて
ねはいこゝうゝらるるをこゝるはをんまつ
るあつうこゝをたにはこゝ人のまるうるたびひる
佚名 九 おきつ白波うる山をたるひうをうん
とよこゝをはこゝワのこゝとをるうゝこゝたにはる
うるうぬこの今はあの家をしゝ山こゝをいゝた

にるんそうるまてる紙そうろうれたこの女ち
るきてゆてうるまうたれたいれてしねるん
すそうけるあるいうたれるたあんとて行
えるはれそこのゆあつゆ手きうぬそゆすん
まくゆとうるえるたうとてはうとうる
るそうて絵くいたれていひてたれさて
るん絵ようるまてうそたたにうてはみる
かて自白れるくてうるゆうつまるきふれ
と女はそこいこいきまるうるとかいうぬを
いたそんとうるれてあうしかれういさまうう

そくいうさうれたまうてたううそうん
まやて我みようてえてうてあやきあるる
死ぬときておうてとうくふさうけてとう
てうういれそうとうるいこうるてきんうる
まふいすれうようこの男はおきくれうう
肯分（文武天皇）のくくふつうまつるうねそううあかさち
いうう死うまてくくようひ敬上人なるもよう
ひうまとあそううそのあはぬんいくれう
きうれくゆてそれあふるんうるまううる天くく
そうてううさてはまさもやさうれそうれう

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

平城天皇大同天子桓武第一皇子

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

てゝ山ぢ井よりいでてゆくとゝぎすをワつあしらもち
にもあすあ[illegible]きてたるりうゝゝも
るゆきのふかれるゝゝ[illegible]をゝてゝ
みそたにそそいしおそはしあるりるをいて
そゝつゝしゝゝりうさてゝゝりける
あはるゝゝゝ

こゝをとゝのゝをこゝにおきてゝ今まてゝゝるゝぬゝゝ
そゝそゝゝゝぬ事ゝゝゝゝとゝゝゝゝてゝゝまゝてゝゝゝゝゝゝ
すてたゝゝゝゝゝゝ

まゐるゑとこゑとまうきそくらうそく
この家よりゐるゑとこゑも紙屋の色紙かけとひ
そそとこひしくくらうしくとまうすやそく
りちりそのかたのしものこすすふそていぬく
ゐたうくゐゑはむすゑあたくるんそゐそれを
この和とこのすくまうくらとひゐるけくもとひ
まゐるくてこの舟をきくとうるおこをうこの
けくくゑゑやひいひゐゆるきんちもいまへ
くくよくくくかうるいひれおそうくふ
らくくんぬ和くもくくふ　ゐるんぬ

いひくそうやぬよせうそきこくくゑそんやふく
ゐすよくくたくくくるくゑやせよくくひれく
いくすくゑんくくひゐれくまくいひゐる
舟をいぬすちもくくんゐすゐ紙世界とくくそくん
くゑせくいひれくと和くこよいひれくゐきぬすゐ
いすゑ和くこれんくくゐすくくくひやくてくそこの
くくくあくくめもくくそくひ井よ宇宙
[illegible]くくゐ和くこゑゐくくゐくくゐ
くくひくてすくゐくゐくんゑくくそくゐ猫を
あくすこのゑくゐくくくゐくくくくすくくそくゐくく

典侍藤國香朝臣　近院右大臣能有　文化源氏　寛平九三十薨

そのころの内侍ぞ[illegible]
[illegible]
[illegible]

おれ　内侍よ　立井ゐる　たちこゝろる時　井ゐるのそこよりこゝて
ゐりゐる
（宿禰秋上清人ゑ）
秋風と　ゐる　花の　ゆきぬれて　人の　こゝろ　かれゐり
ゐるこゝろ　なれ　なゝ
（宿禰秋上　業平朝臣）
秋風　ゐる　花の　ゆきぬれて　ゐる　ゐる　ゐる　ゐる
ゐる　ゐる　ゐる　ゐる　ゐる　ゐる　ゐる　ゐる

まうて給はりけれはきんたちめ版とへいておわ
つうまつりるを中納言つうまつれりおりんく
おとゝのあるよるまくらもとにはりうきやう
しるすをおほうさはんをうつ給りて後るりう
御車のもとよりまいるひとゝのはをはうきをも
給へりうりうさい中将給るまゝ
御　大系やとゝのふしのはをはしいうを光
きも　もひやうよりひりうまうしはりいておとと
たりゝりう
又在中将内よりふんの内方より兵部
卿

御　上卿おふる殿へうるをめこの西はをうまん
續古無　るをうるおれは兵部卿ふるまにられるをいへと
それよりるんよりうりる
在中将手はきんはきをより菊をもてまれをまつ
をうるついてを
御　義しうへはれはきはやはるさんををちをはきへうを
きれ
うんつをてをりうりる
五中納のをうをへのをうちまにををうりる
ぬゝをいひりる

俳

あるじめかり来へぬまてしる我家をそなうる花

てきゝ我もんあるうる

清和

水尾のみてのゆきき衣辯乃むすめ衣のうへ

きもんをゝいますうるる我家をはくゝおろし

ゆうてゆきをひとうゝいまゆかるる我左衛門

ひてかをひろう中将をまひいておりゝゝて

らひあるる我をゝめゝあるゝれいてゐひて

あるて我きてえいきゝゝひゝゝゐゐ

をかんゝゝひるるて日ゝあるうるる

ゝゝ男日もんゝるる我まひいておりうゝ

その日ゝゐゝるう中将のゝまう

ゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

れたるゆきはきくようつくとやるときてゐてこの
ようふていしあるあるりける

拾巻十九

人さらうこゝにいたのまよ
ゆくしゆやさりるるよおそろさて

同

三条よりあやしく祈てすきたる
ようてつきてあるりける
るる祈すきをるるよりあるる——
めてせるもらるあるおいくつるまつるこゝ光紀
とゆ祈おかされてあるゐるこのこゝをなぬ

嘉祥三年三月廿一日崩于清涼殿四十一廿四日葬山城国乙訓郡
御葬司為裳束司今夜出家卅五

法師ようれりくこゝ
ゆくしゆやかりしやぬるんゐとやかりて
とあるゆるるあるくしておりふよ世ゆまいるあ
されりめこてるんさるいをすするひるはり
いをゆいとてをるんのゆゆよ祈をてまくと
をるるよハ祈せるくしこれんおすふてるるよ

いとうとおもひてこゝにあるあまたのものも
うしはるゝをねたきものにおもひてこのことをきゝて
いとゝかなしくおもひて我をうとくあるまじき
ものにたのみたてまつるあんうせうの
こゝろをもふかくたのみたてまつりてこの
いとゝきてこゝにをこりてをきこゝろのうさのこゝろ
ものこのやまうてたりこのあるハ法師まゐて
この一とうをきゝてやせんとおもひあつまり
てこゝにをこりあつまるあるハ導師
はねたりうみてをこりこの女たちしまいり

この人をあなたをいきて世にあるものをこゝに
こゝにあしこゝにをきてゝ分とるゆきとるものをこゝの
こゝにをこりて法師をたにこゝをこの人のあ
ものうとをすてゝもきゝこゝをきゝて
つゝはうてくかこゝをおひたらまてこゝにをこゝ
をこりこゝにもやしゆする法りをめゝ
人のまうてるふんてきゝあるよつゝとかく
やつゝつるこゝにをこゝすゝをすることこゝに
んをきりくかるものをすてゝ
やこゝにもちこゝにをこゝ

かなしびなどよりはあるべきことなれどこのを
るまとをあるべきのうちにはいとちかくまさりてあん
有りなどいとうるはしきゆきちのあるべきことなどあるを
ゆんなどなりるまでそれいひなりるその物をうるんなどーやうを
いそぬべきんちやーとそれはちよりひるかれと物
えっきうすはさてるまるはあくぬきたよりはの
殿上人などなどよいてるるはのてるみうるるなん
うーとるはるふとてきるれてこれまを
春衣
まうの人はの衣はなぬと若れ袴よりかたきまるきを
まうれてこの良ぬのてるるみつつてるひて

りてこの人をやるんるまれとれ法師よりるる
へーとこれそれんこれれ人をるるはまていつ
こるあんとふてきるるるえをすかて世年を
有りるとふてをきこーめて又除のきさんの
えりうと移りと法つひたて——
五條后文德母后右大臣冬嗣女嘉祥二年四月皇太后宮母后
四十一順子 貞觀六年太皇太后十三年九月廿八日崩 六十三
山ゝ見るさ物をけるはるありときてゆをうをぬ
うこたあるきてこれぬんをうをぬ
えあゝ行りしてかれ
えるれあへてあひよりえより法つひるん月ゆり

きつるとて おいせそ
まゝ おりしも
うきとれたまひよう
したおそひるふ
ぬおもんはゝ
いとあれよるん
そもの 給給
うこと見ねな
大ゝらるきて
ぬゝかれ給ふ

おゝまさぬ世よもそ
はりゝかの
とおりふたまふる
めゝひ給いもか
の給ゝはゝ
離別
系図 別るきゝ弁の
とれんゝつるゝ
かゝゝすゝ
その人ゝもあ
はゝゝ給ふ

いきたまひしを、なほ
なほ、ものもかなしう
なりにたるを、
大ぶ、ゐねもせずあるつるよりかんのくりけん
きさせりきけんのあるもていうるきたまふ
さぬ、ふんもいるるきあれりる
文のたうもんこのやうもいひつあてきさ
ゆるされあしの的をもるるよりう
とけまりふんぶ月のきよはまりてうう
おこるひるしてきくあやうたうに法し

の者ものを、
しりてつまれきあるうて人をあつてこもれ
えのはうをきるるのしるる火うちまるもひ
つまるるんすうるねるいひうかりて物るる
ありてたうくやてうきこるまをあるるよ
よりあしもおるたくやあんとをひよう
いういふてこのえうをちるるんくるりてさむきす
はたをつ　物へて
はるまりをもいはしむ若の衣を我のかさるん
ちひをりるたてる

同上

成仏の華の花びらをねがはしいさそはんと
ひとしるるよそをのぶるあるうりとそてたるもの
かうしの中なるれあひてあもいうんとをひてき
りれてんりの面うるようひとそちとりあさ
まれとをるにきそうもりりかてうもるえ
るん清公のてるりて花と 元慶三年 清公の死 仁和元年 俊忠二年 輦車
綱村卿十二月 俊忠 寛平三年 俊忠 二年 輦車
寛平三年 俊忠 二年 輦車
ふえてるすを法師のこ八法師ものそよいまりうるの時の
みをもりうを命おれ花とる皆すて後とて
りるかるようまりうりきりけをみて毋も

面りりれていきりりれて法師のこ八法師ものそよ紀
とそ元をりりーまるてりりかるん
長慶春下 とりりれをるふりりるるおりるるのるみよの仏よ花をまるる
りふを清公のをるるん毋りるるのこ法れ行
たりりるる大をりりいりりるりをあるりりりる毋
れを釈をもにを弟をりりるん毋りりき
りるるこの大をりりの親族をりりるるのむすを毋の内る
をりんりりりりつきりりりり

山よりはらしてかへてこのうちをえをさりりいて
ひさしうありてこのさのめのさうをれて
さのん人のワさしる山よりけりりりるこの大
のもむ所よきて物うりれてうり屋すき
ありりるさぬのくひかきつをる
宮の面る岩すそとれぬるそひのれよある毋すりり
りきありりるさこのセうこの毋のセういえらそ
京へいぬりりてうつきてあそをてやりひん
これをそうりよ申性お務都平井茂別当京こくのそうわりこんる
ゆすりりれる

苔りりと称りれりる人おからわれてくこ法るひ
よ屋まのくふくそりりるねそりふワりりれ
さりあれる人の家より女をワをいてきて
このくくるきをれあるきめいておりる
ら紙ときてかのそそそこのちこのふの
いておりあれりりをそりそりりるそ
こそりりをけ女りりりりりりりてて
おりきれりりをあ面そねこ法るワをるあひ
孫へおきたりり孫んふ下りりんしいひて
こをりりりりさ法へりておひをきてりりる

大三輪
代分
帯

さてこのみのかたちうりるおひとときとうてからう
ゆるふうをひきもひてそさていぬこのこと
たそくるにありりこのの男ゑこのうりる人れを
いふるもんそうるこれ紙このこをロすをすおりひ
そうりりおとうとれるかてセ八年
そうりそて又おれ法ひきれて爲くいる
升そのロうるをうてぬてこれてまくて升るん
ありりるそれるそうむやうをあるるいふるう

伊衡 寛弘七年叙従五位下 寛弘八年十月蔵人頭 寛弘三年宣旨十月蔵人頭 寛弘六年十二月正四位下 寛弘八年四月参議中将

こうをひうの宰相中将るそおーう射故武部

別当ゑうひうれうてうるそうまうりれていうをかうこひ
弦ひうりそのきうこ内寛弘六年刑部卿 寛弘七年左兵衛督 天長元年薨 うりまりて後りるまりうかをうれん
あひ弦ゑてロうこひ弦ひうるうこひうるうこをうれけ
けうれうてうして兵衛の令奴ゑんゆうたまひうる
そのをてうるいうをうこひ弦くるてあはまうう
かうゑをうひをつるゑうるれんあうとうるうて

青柳のうれうれうれた主殿のうをいうこうる奴ゑかうう
うあをたは兵衛の令奴ゑうるうこうるいうこ
いうこゆ仮ゑるやいゑひうきけうきけうこうこ

清竹公 寛喜元年九月右少将廿一年従五位上蔵人 寛長四年正五位下六年四位五位中将廿九年 長徳元年中将 廿二年 三年右兵衛督 別当

いまの左大臣殿はまだ故敦慶
まだ殿上人の時
れ給ひにけるを屋の内にふせこめたる
しらせたまひにけりとかの家
なりけり屋ぬし
孫復古三
人さはれぬ所にはあらじとて
同
ぬれば
ものをのみ
あるかなくて
うまれつるにちがはさるつさへ

志ゆん人すきものにて内よりまかりでる所よりはじめて
乃信ずくる所ぞなきそこつる人ぞなりけるを
のきこそあるこころえといひにけれあ屋
弾正宮の人の口ずさみにしたりけるを
入ぬ又つれなくあれども
ものいひてきこえ故さやあるまし
のさぬ紀ゆきのりの
おりひてきりぬ
ゆきのいへにて
ものあらじとひ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

夢まぼろしにいとなほ法師にまうでたまひあり
たけうさたかうつ社くるひぬ物ゝとれん
つるとしめてて國のみさうれるおかを
のたまひあをそてこひてれまう事絶つう
まつりてまうて弱ひろあつこれいくきこしゆ
たるうあんとるあきおそ物てうるかれとう
てをこ手ゆとれんすきさうるおいまし
をるるとる敬工人物ハれてさてはふふ
そこひろ院を御少屬おさ勢物てあみる
こうんあるそこをあまひあまをくくひ

ろるふよりろる
新千雜上
ひま所
ひられをこをる岸成あふう法さようハをてまれる
とよをうろ物をこまをめて物てうんまりてくく
たおをあひてうく勢物ろる
すをねのむをを物ゆくこちる玉
をりをあをいうう物をあれるかるたち
ろれて又いるをを玉んをうれるひてをのをる
法ら百ゝれをあををるくくこを所あを
いりて又をを付のまたむをいて毎ゝ法きう
うろひ寄も物ひをありをををぬをすれちより

うすいろのきぬきせたけうちつ
よりかけてある人のうしろにけうりうんとゑがき
よりかけてあれる風とゑのひらに行ごまうん
とびとうろうあれ
きたなきもの乞ひ乞ねハ乞ハ乞ハ乞

れうりのまきこうりとやうりうるを
かさいとかけられすてさけばみまをて少ねるを
ひろさたるをおくるる沙つてもむめてあはて
ちやうゆんすりてはうへむかたれのさうれる
をおりてそのをれひろまいて母きれる女のまを
つまくうまを案
強度れ春上
ぬるたゆ衣のをうとぬ
ぬはまの船ををてつるワるを
ぬてこををるるいあれるをおて起きまを
くふ女ワうるうをろうをうをるをふうるおきを
こうおりつくとはをすれらくるあを
まを行るものをまくうをてきうむるくをひと
あまをいまあをまりうんをいてぬをまうう
れちまをすうつくをきうふうひろ川のをのくく
うをるれ五条うをあうしものやうしうをたうき
こおりひいをりるうしを月をて法うまるつを
我うるあるをれをまつてをうん世紀を
とをりひて法師をれうるうをの人のをる
りをくあくひをるをて
ををまるのふるやのるうをねるうををのあをの
うれんをける

花山院の殿ばらの物がたりとある本によれり

文政十三庚寅年三月八日以群書類従校合畢件本奥書ニ右大和物語上下二巻以屋代弘賢蔵本書寫以村井敬義蔵本及慶長元年印本校合畢云云

又ある本によれり

昔男ありけり。世の中をいとうきものとおもひて、山にのぼりてなりはひもせずなりにけり。されどもさすがに思ひやむことなくて、つねのごとくもあらぬ女のもとにかよひけり。されどもいとかくのみかよひけるを、女いとあやしがりて、男のあるときにいへりけるなりけり。男、いとかなしくなりて、いとかくのみかよひけるを、いかでかかよはしてとおもひて、いとかくのみかよひけるを、いかでかかよはしてとおもひて、いとかくのみかよひけるを、いかでかかよはしてとおもひ

[illegible]
[illegible]
[illegible]
世間[illegible]
[illegible]
[illegible]

そよぐこゝちしるし

月とゝのゝるさはのみよしの浦よりなびうちよせられて

そよぐこゝちしるし

よあけぬるこれをゝしるすとて夜の月ゆゝしかりけれ

秋の文ゆゝしかりけるをうれしくさきて見て

みるゝんとそかるゝ雲とそよぐ河と秋ゝ

新つ宮ゝ月ゝ

さしりるゝ月ゝ

なゝ

ゝ

ゝ

女房おりふし男にしたがひてあるべきなるべしとて
あるべきなるべしとて
とのゝ
後の世にあるべき極楽往生
西の京にてのりまつち所にくるまをかけて
さすがに不覚にあさましきたるあり
すれどもなほあさましきまれに出家する
るをいとはるべきにあらずとて
名残をしたがひてひらきおくちゆうとと
こゝろにくれぬ門まをすべきあさまし
いとのあさましさ
人は秋の夜さへ
こゝろにくれぬ
後世のあひてあまたる宿をいとはるべ
はてはかなひにくるまをかけて
つまりこゝろにくれぬ人のすゝめをこゝろ
こゝろにくれぬ人のいとはるべ
これをまれにこゝろにくれぬ
我宿なるこの世に男ゐ
こゝろにくれぬこの男

とき きるおもてなものれてくるまてとひろれてふつかほ
てくるるくくてそ云々るる弱んくはなさる孤なるなるを
よるるに此男のおやや神祇つまりるとりたそてまこ
とをるてありきうこうやそれんてこやるん
れくおふれそな借るる男せるとるかくひるくー
りるさてかのをるきよまりてくこ年より海りるふ
あ此るのくふふるあひをれる法心俗もあまさいて
きて久八日はたる成侍ぬ家坂のあれくまん
人の屋うり孫くさ家を作ハそこるとまくセ孫
へくひて門るくよあふつとひくるよ法るあハセ

くるおーけるるそてくそ久るさりるれとまりよりる
あるるくくきもまこハおれくくひてさくかくさ
石ときるまるれくタれよハ故てりさりるれた
とのそくたそそ出てくるるこの南乃家の出るる
家まてるくの赤くふおそ二赤こ赤うくくり
りるあ屋くくて赤くるとうてるくいひてさしのそき
くりるるさよあれるきてくくもあけくくて女くも
ひまくくとうあ屋れれくとのるくちくひて俗りるくと
よひよやてこの八世蘭る屋るれくくりる法るもの
るるまくりくくハいるる点れくりるるふるを男れな

[illegible]

宇多法皇

寛平九年丁巳七月譲位御子朱雀院踏
歌元年戊午十月廿日競馬御幸翌日
幸吉野宮瀧　二年十月十四日於仁和寺
御出家世三法名以權大僧都益信為戒師十
五日於東大寺灌頂十月廿一日御幸東大寺出
日甲寅受戒同寺　同月依固辞停太上天皇
号同三年庚申十月御幸南山
延喜五年乙巳八月七日癸亥御幸金剛寺六
年丙寅十一月十六日出家幸朱雀院賀法皇

十筭加爵院司七年丁卯十月二日 四十歳
熊野山十五年乙亥 孫章子院加爵院
司十六年丙子 三月八日 幸先崔院賀五十
筭

年娶故左大臣時平公女 穆子

廿年庚辰月日 穆子生雅明親王 長二年
甲申 四月廿五日法白王奉賀 今上四十筭
賜饗食於百官 三年乙酉 穆子生行明親王 四年
丙戌法白王 幸大井河 十二月十九日 京極御息所
賀法皇六十筭 有行幸

承平元年七月十九日 崩 六十五 八月五日 火葬
大内山陵

寛永三年八月十八日辛未 未時於小屋一巻
屋終書写〻切用在之筆〻能也目盲之振
不成字推量而染筆許也
即按〻當初書写物以無筆字為一得毫
及〻後已落數行書〻可恥可悲